

での取組を通して、漂着ごみから対馬の一次産業を守ると。そうすることで将来の対馬での生活、子どもたちの生活を守ると。さらに漂着ごみを資産に変えるという市長の思いを伺いまして、ありがとうございます。

2番目の質問に戻りたいと思いますけれども、先ほど市長ですね。2番目というか、1の3ですね。この公共施設が今たくさん残っていると。この除却か活用かというのを判断しながら進めていくという御答弁をいただきまして、その判断基準はどのように考えておられるでしょうか。最後をお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この公共施設等は約890施設ほどございますけれども、この中でも、やはり重要な施設等はございますけれども、これらは簡単に除却することができない施設でございます。

こういったところについては、長寿命化対策等を実施していかなければならないというふうに考えてはおりますけれども、ただ、どうしても公共施設の中で一定の役割等が終えて、除却せざるを得ない施設も多く残ってはおりますけれども、ただし、この除却費用も今現在かなりの費用がかかる状況ではございますので、ここら辺は優先順位等を確認しながら除却を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（春田 新一君） 3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） ありがとうございます。対馬には大きな可能性があると思っております。その可能性を生かすためにも、財政の土台をどう整えていくのか、この議論を市民と共有していくことが大切だと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（春田 新一君） これで、諸松瀬里奈君の質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。再開は2時10分からとします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 皆様、こんにちは。新政会、9番議員の陶山荘太郎です。

質問の前に、昨年6月議会の一般質問において質問しました鶏鳴小学校をはじめとした小学校体育館の照明切れと美津島体育館の女子トイレの改修を迅速に対応していただき、誠にありがと

うございました。

また、個別要望により対応していただいた台風シーズン前の川端通りの柳の倒木防止のための剪定や、対馬高校の通学路である日吉台公園に続く市道の整備などについても、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後も、市民の皆様の要望等に対し、緩急軽重と費用対効果を吟味しつつ、必要な事項は適時適切に市政に反映できるよう活動していきますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、大きく2つの項目について質問いたします。

1つ目は、対馬市の災害対応体制について質問いたします。

災害は、いっどこでどんな事象が発生するのか分かりません。そのため、災害種別ごとの災害想定をはじめ、ハザードマップによる地域の特性を踏まえ、複合災害等による最大の被害を考慮した地域防災計画を作成し、普段から防災意識の普及啓発、防災体制の整備、防災訓練の実施、道路や堤防等の施設整備、そして物資の備蓄など、ソフト及びハード面を強化していくことが必要であります。

また、実際に災害が発生した場合は、災害の規模にもよりますが、災害対策本部を設置し、人命救助を最優先とした適時適切な災害対応を行わなければなりません。

これらのことを踏まえ、今回は対馬市における災害想定について、また想定の中で最大の被害が予想されるものは何か、災害対策本部の組織と役割について、災害対策本部の設置実績、これは場所や規模等をお願いいたします、についての3点を質問いたします。

次に、2つ目の質問は、対馬市の空き家対策についてです。

質問の前に、3年前の空き家対策に関する一般質問の後、対馬市老朽危険空家除却支援事業補助金を制度化していただき、誠にありがとうございます。

空き家問題は全国的に懸念されている問題ではありますが、人口減少と少子高齢化が激しい対馬市においては、より深刻な問題となっています。今後は、この補助制度等を市民の皆様に周知していただき、さらなる推進を目指していただきたいと思います。

さて、空き家は放置しておくとも老朽化が進み、景観や環境の悪化、地域経済の停滞をはじめ、治安の悪化、崩壊や飛散物及び火災の延焼等の災害対応への障害など、地域社会に多くの悪影響を及ぼします。

対馬市も改正された空家等対策特別措置法に基づき、対馬市空家等対策計画を令和7年4月に改定し対策に取り組んでいるとは思いますが、空き家の管理義務は相続人等の所有者にあり、相続放棄をしても相続財産管理人を選定しない限り、管理義務は残ります。このことから行政主体での取組が困難であり、なかなか進捗していないのが現状だと思います。

ゆえに、今後どうしたら放置空き家を減らして、利活用の方向へ転換できるのか、そのことを

推進することが重要ではないかと考えております。

このたびは、空き家対策に関して一步踏み出していただきたいために、対馬市における空き家の現状と対策について、対馬市老朽危険空家除却支援事業補助金を活用した除去実績について、固定資産税を徴収できていない空き家の現状について及び空き家の発生防止対策の現状についての4点を質問いたします。

以上が、今回の質問内容となります。4人目で、もう市長も疲れていると思いますので、前向きな答弁を受けましたら早く終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 陶山議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市における災害の想定についてでございますが、本市においては、これまで市全体が被災するような大規模な自然災害の事例は極めてまれではありますが、近年の異常気象の激震化や大規模地震の発生リスクを鑑みれば、起きてはならない最悪の事態を平素から念頭に置くことが、市民の生命、財産を守る責務であると考えております。

本市における最大の被害規模の想定としまして、平成17年に県による地震等防災アセスメントの予測では、本市の中心部直下を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生した場合、震度6弱から6強の激しい揺れに見舞われると予測されております。

この際の被害予測は、建物の大破が1,200棟以上に、人的被害については死者40人、死傷者364人という極めて深刻な事態が想定されております。

なお、津波については、比田勝港において最大20センチ程度が予測されておりますが、離島という地勢上、海岸部における警戒は怠れません。また、二次被害のリスクとして、本市の地勢上、孤立集落の発生、物流、ライフラインの途絶、行政機能の低下が懸念されるところでございます。

次に、災害対策本部の組織と役割についてでございますが、本部の組織構成につきましては、市長である私を本部長とし、副本部長には両副市長及び教育長、本部員には各部長等の職員を充てております。また、本部内には総務対策部、建設対策部、水道対策部などの各部を置き、市役所の全機能を災害応急対策へシフトさせる体制を構築しております。

災害対策本部の最大の役割は、市民の皆様の生命、身体、そして財産を災害から守り抜くことでもあります。そのため、4つの柱を軸に職務を遂行してまいります。

第1に、情報の収集と伝達でございます。被害状況をリアルタイムで把握することは、迅速な初動体制の要であります。気象情報や緊急情報をJアラートや防災無線、インフォカナル、SNSなど、多様な手段を駆使して、一刻も早くかつ正確に市民の皆様へお届けいたします。

第2に、人命救助、医療活動の展開でございます。消防本部及び消防団、そして警察はもちろん

んのこと、自衛隊や海上保安部といった各実動機関と緊密な連携を組み、1人でも多くの命を救うための救出、救助活動に当たります。

第3に、避難支援と生活の確保でございます。迅速な避難指示の発令はもちろん、避難所において避難された方々が少しでも安心して過ごせるよう、良好な生活環境を整えます。また、食料や飲料水などの生活必需品については、市の備蓄を計画的に活用するだけでなく、対馬市商工会や対馬市老人福祉施設協議会との災害時応援協定に基づき、迅速な供給体制を確実に確保いたします。

第4に、インフラの応急復旧でございます。離島である本市において、文字どおりの命綱となる緊急輸送ルートの確保とライフラインの早期回復に対処します。

以上の4つの柱を軸に、全庁一丸となって災害に強い安全安心な島づくりの構築に向けて邁進してまいります。

次に、過去5年間の災害対策本部の設置実績についてでございますが、本市では過去5年間で、計2回、災害対策本部を設置いたしました。直近では、令和4年9月の台風第11号において、厳原庁舎に対策本部を設置し、全ての部局の課長級以上の職員及び必要な職員を動員した第1配備体制を敷き、市内18か所の避難所を速やかに開設いたしました。その結果、223世帯、330人が避難し、迅速な安全確保に努めたところでございます。

また、令和2年9月の台風第10号でも、同様に第1配備による対策本部を設置いたしました。この際は、過去最大級の規模となる市内52か所の避難所を開設し、本市として過去最多の777世帯、1,500人という多くの方々が避難されました。

なお、これら災害対策本部の設置に至らない規模の台風や大雨においても、状況に応じて災害警戒本部を適宜設置し、情報の収集と警戒体制の維持に万全を期してまいりました。

最後に、防災の要諦は、自らを守る自助、地域で助け合う共助、そして行政が役割を果たす公助の連携が必要であります。市といたしましては、この公助の責務を果たすべく、本答弁で申し上げました体制を常にアップデートし、市民の皆様が安心して暮らせる島づくりに邁進してまいります。

次に、対馬市の空き家対策についてでございますが、まず空き家等の対策は所有者が自らの責任で適切に管理していただくことが前提であります。相続や転居等の事情により、所有者の特定が困難な状況が増え、空き家等の物件が増えることが予測されます。

現在、空き家等の発生予防の促進とUIターンの促進及び受入対策の一つとして、空き家の利活用を図るため、空き家バンク制度を実施しております。また、毎年、固定資産税の納税通知を行う際に、建物の新築、増築時や所有者が亡くなられたときの所有者等の変更届出の案内と併せ、使わなくなった空き家の利活用を含めたチラシを同封することで、発生予防の周知を行っている

ところでございます。

空き家バンク制度の令和5年度から令和7年度の相談件数は104件で、申請受付件数は35件、うち制度への登録要件を満たさない案件が14件であります。活用実績としては、成約による抹消が20件、空き家バンク制度以外の所有者の都合による抹消が19件となっております。マッチングができず、登録期限を迎えたことによる抹消が2件となっております。

空き家バンク制度への相談はあるものの、登録を行うに当たり、まずは市内の不動産事業者への相談を促し、事業者が取り扱わない物件を登録対象物件としていることから、空き家バンク制度での利活用は一定の成果を得ているところでございます。

次に、対馬市老朽危険空家除却支援事業補助金を活用した除却実績についてでございますが、本市では安全安心な住環境づくりを促進するため、老朽化が進み倒壊等の恐れがある危険な空き家住宅の除却を行う所有者に対して、その費用の一部を助成する対馬市老朽危険空家除却支援事業を令和5年10月1日より施行しております。

補助金の交付に当たりましては、市が現地調査を行い、国の住宅地区改良法施行規則を参考に、不良度判定を実施いたします。この判定において、構造の腐朽や破損の程度が100点以上と測定された危険性が高い住宅を対象としております。

なお、補助額は除却工事費の10分の8の2分の1、最大50万円と定めております。

除却実績についてでございますが、令和5年度は申請件数5件のうち2件の除却、令和6年度は申請件数8件のうち1件の除却、本年度は現在まで3件の申請があり、1件の除却のみ徹底を行っております。

市といたしましては、管理不全な空き家が周辺環境に深刻な影響を及ぼすことを未然に防ぐため、制度の周知を行い、所有者による適切な判断と除却を促しております。

今後も、本制度の有効活用を通じ、老朽危険空き家の減少と市民の皆様の安全な生活環境の確保に向けた取組を推進してまいります。

次に、固定資産税を徴収できていない空き家の現状についてでございますが、まず固定資産税の課税原則について申し上げます。

地方税法上、固定資産税は、登記簿等に基づき所有者を特定して付加するものであり、税額決定の過程において、その家屋が空き家であるか否かという利用実態を把握することは義務づけられておりません。そのため、税務課の家屋課税台帳では空き家という情報が存在せず、これに焦点を当てた固定資産税の滞納件数や滞納額をお示しできないのが実情でございます。

次に、空き家の発生予防対策の現状についてでございますが、対馬市空き家等対策計画に基づき、空き家等対策を総合的かつ計画的に進めております。特に、発生予防は空き家が深刻な管理不全に陥る前に、講ずべき重要な対策であると考えております。

発生防止に向けた現状の取組としましては、空き家バンク制度の周知に加え、登録物件の改修や家財道具の処分費用に対する補助を行い、移住定住の促進とセットで空き家の解消を図っております。

令和6年4月1日の不動産登記法改正により相続登記が義務化され、相続人は不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。この法改正は、所有者不明物件の発生を抑制し、所有者の責務を明確にする大きな転機となります。また、所有権が適正に登記されることで、これまで流通が困難であった物件の権利関係が整理されます。

これにより、今後は空き家バンク制度を活用し、移住定住の促進や地域活性化の資源として共用できる対象物件が増えるものと考えております。

一方で、空き家の適正管理や活用は、最終的には所有者の意思に委ねられます。今後も固定資産税の通知に併せた啓発チラシの同封やホームページでの周知に努め、空き家の発生予防に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 御答弁ありがとうございました。ここからは、一問一答で行いたいと思います。

まず、災害対策本部の設置実績というところで、過去5年間に2回実施したということなんですけれども、どこにどのような規模の本部を設置したのか、それについて答弁をお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 過去5年間での災害対策本部は、今現在、巖原庁舎を本部として設置しております。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 災害対策本部は、やはりこの災害想定にもよるんですけれども、やはりこの震度、本当は地域防災計画の中でも、私は今度の文章を見て、最大の地震は私は5か5強だと思っていたんですけど、6弱から6強という想定がされています。この規模の地震があった場合に、市の災害対策本部はどこにどのような規模を設置することが適当だと思いでしょうか。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、先ほど申しましたように、マグニチュード6.9ぐらいの地震になりますと、これが対馬市の直下地震ということになりますと、まだその被害等は増えるものと考えますので、その時々状況にもよるものとは思いますが、恐らくそうなりますと、

今の巖原庁舎については被害が起きかねないということで、消防署のほうのJアラート等が通じるところが、災害対策本部になるものと予測されます。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 私もそうなると思っております。

そうした場合に、対馬市はまだ消防本部の3階に、6弱、6強の地震を想定した場合、私は各部長一斉に召集になると思います。消防長も含めて、自衛隊も自主災害とか何かで出てくる可能性もあります。そうなった場合の資機材等の準備等はできておるのでしょうか。そこは担当部長でも構いませんので、よろしくをお願いします。

○議長（春田 新一君） ありますか。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） お答えいたします。

消防署への資機材の手配につきまして、本日、手持ちの資料がございませんので、後日、回答させていただきたいと思います。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 資機材はちょっとまた後日ということで、じゃあ質問を変えます。そのような災害対策本部を立ち上げる訓練をされた経験は、ありますか。

○議長（春田 新一君） 総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） 現在までは、その想定訓練までは至っておりませんので、今後、計画を地域安全防災室を中心に、消防等とも連携を取りながら計画をしていきたいと考えております。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） やはり災害対策本部は、このような大規模災害があったとき、市民の命を守るための中枢となるところです。そこが迅速に立ち上がらないと、市長の人命救助、特に人命救助最優先としては、災害対応の意思決定、それを行うことが私はできないと思います。

そして、市長が登庁する前に、各部長は情報を収集して、市長が来たときには災害の被災の状況はまず第一、そして災害計画に基づく各部の文書によって、応急対策に必要なところは報告できるところは報告して、その後の市長の意思決定につなげていかなければなりません。

そのためにも迅速に立ち上げる必要がありますので、一度、災害対策本部を、訓練をするというのはハードルがいきなり高いですので、必要な機材の洗い出し、そして足りないものは何か、各部の災害フェーズごとの業務フローを作成しておかなければ、対応が取れないと思いますので、まずそこを進めていただきたいと思います。どうお思いでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことに関しましては、来年度、令和8年度に災害対策本部訓練を

実施する予定としておりますので、先ほどの巖原庁舎でここを実施するのか、消防署の3階で実施するのかは、また後ほど協議をした上で決定してまいりたいと思っております。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） ありがとうございます。

来年度やるという市長の腹積もりが分かりましたので、災害対策本部は本当、迅速な立ち上げ、これが必要となってきますので、それにつながるような訓練をやっていただきたいと思います。

最後に、ここは要望のみにしておきます。

昨年、能登半島の教訓を基に、災害対策基本法が改正されました。その中で災害関連死を防ぐために、災害対応が避難所などの場所の支援から、避難者等の人の支援に考え方が転換されています。

これは避難所だけじゃなくて在宅避難者、そして車中泊をなさっている方にも対象となりますので、そこら辺の情報も収集する必要が出てまいります。

そして、市の備蓄物品を公表するという義務が出てまいります。差し当たっては今年の7月1日までに、ホームページなどで避難生活に必要な物資の備蓄量を公表しなければなりません。公表すべき品目は、多岐にわたります。携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、焚き出し用具やキッチン資機材、ダンボールベッドや簡易ベッド、毛布、パーテーション、入浴や洗面設備、粉ミルクや液体ミルク、乳児・小児用及び大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品、マスクや消毒液など、これをこの中で市も既に備蓄している品目もあるとは思いますが、全てをいきなり購入するわけにはいきませんが、しかし理念の前提となる人の生命と尊厳が守られるべき品目かつ3年以上の使用期限がある品目については、優先的に少しずつでも備蓄をしていっていただきたいと思います。

また、流通備蓄や家庭内備蓄という考え方もあるでしょうが、そのような場合は、公表時にそのことを明記するとともに、実効性の検証や備蓄推奨の周知をお願いしたいと思っております。

特に、家庭内備蓄に対しては、周知、推奨しなければ、市民は備蓄する考えには至らないと思いますので、そのことは今回は要望だけにしておきますので、7月1日の公表時におきまして、また確認をしたいと思っております。

次に、空き家対策についてです。空き家バンクとか市の基本的指針の中でも、大きく発生予防、適切な管理、促進、利活用の推進、管理不全な空き家対策（除却の推進）、相談体制の整備の4つを実施することになっております。

このことを一歩前に進んで考えてみてください。利活用の推進から、管理不全な空き家等の除却の推進まで、この間に何を相談されても御自分で対応してください、そういう冷たい言い方はしてないと思うんですけども、基本的には御自分で対応してくださいと言うしかないと思

います。なので、一番大事なのは、発生予防、適切な管理の促進、これが一番大切なことだと思っております。

そのために、空き家の利活用に関する相談会とかそういうことに力を入れていただきたいと思いますが、市長の考えをお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この空き家対策についての相談会の開催は、この登記などの権利関係から、家財の処分といった課題、さらには親族間の合意形成まで、非常に多岐にわたっているとござります。そのため、町内の関係部署の連携を深めることはもとより、司法書士とか専門職団体との協力体制を構築いたしまして、専門的な知見を直接提供できる場となる必要が発生します。

まず、常設のこの相談窓口ということで、対馬市におきましては地域安全防災室をはじめとした各振興部センター等を開設しておりまして、市民に対しましてもこの相談窓口があることを、再度、周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 市長も先ほど答弁にあったとおり、令和6年4月に相続した不動産の登記が義務化されました。これにより、それ以降に土地や建物の相続を知った日から、3年以内に相続登記をしなければなりません。

正当な理由がなく登記を行う場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。また、それ以前に相続した場合も、令和9年3月31日までに相続登記をする必要が出てきます。

このことを法務局などと連携して、積極的に周知するとともに、不動産の適切な管理と利活用に関する、先ほど言った相談会を開催し、空き家に対する全体像を把握できるようにするとともに、空き家等の適切な管理の重要性、管理不全の空き家等がもたらす地域に及ぼす悪影響などを広く周知することが必要となると思います。

まずは、令和9年3月31日までは、空き家の適正な管理を進めるまでの第一の勝負期間だと私は考えております。早期集中的に、事業を実施する必要があると思います。

このことについて、まずは空き家を放置した場合に、対馬市、地域の全体に対して、大きい悪影響を及ぼしているというところを住民の皆様にも周知していただき、その後の適正な管理を促すような、受動じゃなくて主動の説明会の実施を私は必要と考えておりますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほどから議員のほうもおっしゃられているように、令和9年3月までに登記等を完了しなければならないといったことで、まだまだ市民の皆様はこのことを御存じ

ない方もかなりいらっしゃるものかと思っておりますので、ホームページだけではなくて、何らかの文書等をもって、その周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 市長、第3次対馬市総合計画のふるさと自慢したい島、選ばれた島の中で、住まいの確保の項目でも、攻めの事業で住みたい地域に住める仕組みをつくるというところがあります。

その中において、1つのポツですね。空き家の利活用に取り組むコーディネート人材や民間団体を育てることで、土地の流動性を高め、空き家解消を図ります。

2つのポツ、空き家の家財道具の片づけや改修に対する支援を行いますというのが、総合計画の中でもうたわれております。それも攻めの事業の中に、このことをよく考えていただいて、本当、空き家バンクから外れて程度100の除却事業の中のその空白の期間に相談されても、何も市は答えることが、極端な言い方は自らの責任で行ってくださいとしか言うことが私はできないと思っております。

ですので、それになる前、空き家バンクに登録できるような感じ、その相談会を実施する中では、空き家の所有者だけじゃなくて、今、1人でお住まいの高齢者も対象にさせていただいて、その後に空き家になった場合に、ちょっと変な言い方かもしれないですけど、そのことをどうするのかと。私も親の三回忌が終わったらどうかしようという考えを親には伝えております。そのような運用ちゅうたら変ですけど、利活用のほうへ転換できるような感じの相談会を一度開催して、一度とならず年に何回か相談していただいて、少しでも利活用の方向へ進んでいくようによろしくお願いいたします。

もう時間も余りなくなってきましたので、空き家につきましても、最後に一つ要望を伝えたいと思っております。

市長、空き家等活用推進特別区域というのが、改正空き家法の中で示されております。もうこれ全国で何件も実証で成功事例も出ております。これは市町村の申出を受け、審議会の意見を聴取した上で県が設定するもので、指定されると建築基準法での接道規制や建築物の用途規制の合理化が図られ、空き家の利活用が円滑にできるようになる仕組みです。

また、区内の空き家の所有者は、現在の活用状況や今後の活用計画を市町村に届け出なければならなくなり、市町村及び県は届出情報を基に、流通促進、活用支援、規制の合理化の3つを軸とした施策を多面的に実施することで、空き家等の活用を推進する仕組みが、都道府県、市町村、こういう成功事例もインターネットでは出ておりますので、ここも対馬でも農地とかそういうところにも対象になります。中心市街地だけじゃなくて、移住定住の促進とかそういうところも項目がありますので、そこら辺よくちょっと検討していただいて、担当者に勉強していただいて検

討をお願いします。

この空き家等災害対応については、各課、各部に関わるような事業ですので、総務課の職員だけではなくて、地域安全防災室2人しかいませんので、各部で検討していただいて、できれば副市長のどちらかに担当になっていただいて、災害対策と空き家については推進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。何か答弁があればお願いします。（発言する者あり）なければいいです。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほどの相談会等の答弁の中でちょっと不足していたんですけども、今、議員おっしゃられるように、このことにつきましては家財処分関係等の専門家とか、法律の専門家等を交えた多面的な合同相談会等を計画していければということで考えております。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） いいですか。

○議員（9番 陶山 莊太郎君） ありがとうございます。家財の除却も、今、実質、空き家を整理している方とか何か業者にもいます。リサイクルが始め入って、お金になるものはそこで買っていて、あとは次の業者が入って、家財の整理をするというような情報を、やっているということも聞いておりますので、その辺も併せてよろしく願いいたします。

2つともいい御答弁をいただきましたので、2分残して終わります。どうもありがとうございました。

○議長（春田 新一君） これで、陶山莊太郎君の質問は終わりました。

---

○議長（春田 新一君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時59分散会

---